

鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害が発生した場合に、避難所、福祉避難所及び被災者宅等（以下「避難所等」という。）において、要配慮者及び要配慮者の家族・支援者の支援にあたる鳥取県災害派遣福祉チーム（以下「福祉チーム」という。）の設置、運営等について、必要な事項を定めることにより、災害時における被災者支援体制の充実強化を図ることを目的とする。

(活動内容)

第2条 福祉チームは、次に掲げる活動を行うこととする。

(1) 福祉ニーズの把握及び要配慮者のスクリーニング

ア 避難所等に避難している者（以下「避難者」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を鳥取県知事（以下「知事」という。）及び避難者が居住する市町村長に報告する。

イ 緊急に支援が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などに繋ぐ。

(2) 避難者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援

ア 避難者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。

イ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等の支援を行う。

ウ 避難所等で活動している他の関係団体等と協力関係を築き、連携しながら活動を行う。

(3) 福祉避難所の運営支援

ア 福祉避難所の速やかな設置及び運営に協力し、避難者に対して生活支援、相談等を行う。

(4) 避難所等の環境整備

ア 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整を行う。

イ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

(5) 福祉チームは、前項に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。

2 先遣隊は、被災地の情報収集、被災地における災害派遣福祉チーム活動拠点の設置を行う。

(事務局)

第3条 福祉チームの事務局（以下「事務局」という。）を鳥取県災害福祉支援センターに置く。

(福祉チームの構成等)

第4条 福祉チームは、次条により登録した福祉チームの構成員（以下「チーム員」という。）で構成し、1チーム当たり3～5名程度とする。各福祉チームにはリーダーを置き、リーダーは、チームを統括する。

(1) 福祉チームは、被害状況等に応じて順次派遣する。

(2) 福祉チームの活動期間は、原則として1チームについて5日間程度とし、災害の初期から1か月程度とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができるものとする。

(チーム員の登録等)

第5条 チーム員の登録、変更及び退任手続きは次のとおりとする。

(1) 登録

チーム員となることを希望し、以下のア及びイのいずれにも該当する者は、登録申請書(様式第1号)により、事務局に登録を申請する。

ア 福祉に関する専門資格を有すること又はその他登録することが適当であると認められる者であること

イ 福祉チームに関する研修を終了していること又は修了する見込みであること

事務局は、申請者の勤務する法人等の承諾等の登録申請書の記載事項を確認した上で、登録の申請を行った者の情報をチーム員名簿(様式第2号)に登録し、速やかに県に報告する。

(2) 登録証の交付

県は、チーム員に鳥取県災害派遣福祉チーム員登録証(様式第3号)(以下、「登録証」という。)を交付する。

(3) 変更

チーム員は、申請書の内容に変更があった場合は、すみやかに、事務局に変更届出書(様式第4号)を提出する。

事務局は、変更届出書の記載事項を確認した上で、チーム名簿に記載された情報を変更し、県に報告する。

県は、変更届出書が氏名の変更を伴う場合は、変更後の氏名による登録証をチーム員に交付し、変更前の氏名による登録証の返納を受けるものとする。

(4) 退任

チーム員を退任しようとするときは、登録証を添えて退任届出書(様式第5号)を事務局に提出する。

事務局は、退任届出書の記載事項を確認した上で、退任の届け出を行った者の情報をチーム員名簿から削除し、県に報告する。

(派遣基準)

第6条 福祉チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 県内で災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、知事が福祉チームを派遣する必要があると認めるとき。

(2) 県内で災害救助法が適用され、又は適用される可能性のある災害が発生した場合であって、被災地の市町村から知事に対して福祉チームの派遣要請があったとき。

なお、派遣要請は、原則として鳥取県災害派遣福祉チーム派遣要請書(様式第6号)によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。

(3) 県外で災害救助法が適用される災害が発生した場合であって、国又は他の都道府県から知事に対して福祉チームの派遣要請があったとき。

(4) その他特に必要であると知事が認めるとき。

(待機要請)

第7条 事務局は、災害等が発生し、前条の派遣基準に該当する可能性がある場合、チーム員の待機を要請することができるものとする。

(派遣)

第8条 県は、第6条の派遣基準に基づき福祉チームを派遣する必要があると認めたときは、事務局に依頼して組成を行った上で、先遣隊及び福祉チームを被災市町村に派遣する。

2 事務局は、以下により被災市町村へ派遣する先遣隊及び福祉チームの組成を行う。

(1) 照会

事務局は、チーム員に派遣（先遣隊等要員としての派遣を含む。以下同じ。）の可否について照会する。

(2) 選抜・依頼

事務局は、派遣が可能と回答があったチーム員から選抜し、チーム員に派遣参加依頼書（様式第7号）により、チーム員の雇用主に派遣依頼書（様式第8号）により先遣隊及び福祉チームへの参加を依頼する。

(3) 先遣隊又は福祉チームの派遣

事務局は、前項の依頼により参加したチーム員を、先遣隊又は福祉チームとして被災市町村に派遣する。

(4) リーダーの選任

事務局は、各先遣隊又は各福祉チームの中の1人をリーダーに選任する。リーダーは、各日の福祉チームの活動状況等について記録するとともに、活動記録報告書（様式第9号）を福祉チーム事務局へ提出し、事務局はこれを取りまとめの上、知事に報告するものとする。

3 福祉チーム派遣終了時は、事務局は、活動終了報告書（様式第10号）により県に報告するものとする。

4 福祉チームの他の都道府県への派遣に関する事項については、別に定めるものとする。

(傷害保険、費用負担等)

第9条 福祉チームに係る傷害保険及び費用負担等については、次のとおりとする。

(1) 傷害保険

県又は事務局は、福祉チームの派遣活動に伴う事故等に対応するため、福祉チームの構成員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料については県が負担する。

(2) 費用負担等

ア 県の派遣要請に基づく福祉チームの派遣費用については、災害救助法が適用された市町村に福祉チームが派遣され、その派遣費用が災害救助費の支弁対象となるときは、災害救助法に定めるところにより事務局又は県が費用を支払うこととし、事務局が支払った費用については後日の精算により県が費用を負担する。

イ ア以外の場合であって、県の派遣要請に基づく福祉チームの派遣費用の負担については、アに準じて別に定める。

(研修及び訓練等)

第10条 事務局は、チーム員及びチーム員の希望者に対し、福祉チームの活動に必要な知識・技術等の向上を図るための研修及び訓練等の確保に努めるものとする。

また、チーム員は、事務局が開催する上記研修及び訓練等への参加に努めるものとする。

2 県、事務局及びチーム員は、福祉チームの周知を図るよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項については、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

2 本要綱施行日時点で、第3条第1項に規定する協定を締結している団体は以下のとおりである。

(1) 一般社団法人鳥取県社会福祉士会

(2) 一般社団法人鳥取県介護福祉士会

(3) 鳥取県介護支援専門員連絡協議会

附 則

この要綱は、平成31年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月3日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

2 鳥取県災害派遣福祉チーム設置運営要綱（平成30年1月4日付第201700237607号鳥取県福祉保健部長通知、以下「旧要綱」という。）は廃止する。

3 旧要綱第3条（事前手続き等）により鳥取県災害派遣福祉チーム員登録名簿（様式第5号）又は鳥取県災害派遣福祉チーム先遣隊等要員届出書（様式第6号）に登録された福祉チーム員登録者は、引き続き第5条（チーム員の登録等）の規定により登録されたチーム員とする。

4 旧要綱第3条第4号の規定により交付された鳥取県災害派遣福祉チーム登録証（様式第7号）は、引き続き第5条第2号の規定により交付された鳥取県災害派遣福祉チーム員登録証（様式第3号）とみなす。

[様式]

(要綱)

様式第1号 鳥取県災害派遣福祉チーム員登録申請書

様式第2号 鳥取県災害派遣福祉チーム員名簿

- 様式第3号 鳥取県災害派遣福祉チーム員登録証
- 様式第4号 鳥取県災害派遣福祉チーム員変更届出書
- 様式第5号 鳥取県災害派遣福祉チーム員退任届出書
- 様式第6号 鳥取県災害派遣福祉チーム派遣要請書
- 様式第7号 鳥取県災害派遣福祉チーム派遣参加依頼書
- 様式第8号 鳥取県災害派遣福祉チーム派遣依頼書
- 様式第9号 鳥取県災害派遣福祉チーム活動記録報告書
- 様式第10号 鳥取県災害派遣福祉チーム活動終了報告書